

〒898-8501 枕崎市千代田町27番地
枕崎市役所 総務課 秘書広報係
TEL 72-1111(代表) 72-0033(直通)
FAX 72-9436
E-mail koho@city.makurazaki.lg.jp
枕崎市の公式ホームページ
http://www.city.makurazaki.kagoshima.jp/
行政テレホンサービス
TEL 0120-580-004 (通話料無料)

心配ごと相談 72-7450 (市社会福祉協議会) 法律相談など ※予約が必要。
心の悩み110番 ☎0120-055699 学校や家庭での悩みなど (市青少年育成センター)
消費生活相談 72-1111 (消費生活センター) 消費者の相談窓口
育児相談 72-7176 (健康センター内) 乳幼児・母子の相談
家庭児童相談 72-1111 (家庭児童相談室) 家庭教育などの悩み・心配ごと相談
法律相談・人権相談 83-2208 (知覧法務局) 暮らしの中の様々な法律相談・人権相談
行政相談 72-5465 (松山智 相談委員) 行政に対する苦情など

月日	内科	外科	特別
3/9	市立病院 TEL(72)0303	尾辻病院 TEL(72)5001	松山医院(耳鼻) TEL(72)5050 市立病院(小児) ※午前10時～午後5時 TEL(72)0303
16	国見内科医院 TEL(72)0066	小原病院 TEL(72)2226	市立病院(小児) ※午前10時～午後5時 TEL(72)0303
21	ザン・リ・ジョン病院 TEL(72)1351	ザン・リ・ジョン病院 TEL(72)1351	にじだ泌尿器科 TEL(73)5556
23	有山内科医院 TEL(72)5811	小原病院 TEL(72)2226	市立病院(小児) ※午前10時～午後5時 TEL(72)0303
30	市立病院 TEL(72)0303	ザン・リ・ジョン病院 TEL(72)1351	市立病院(小児) ※午前10時～午後5時 TEL(72)0303
4/6	小原病院 TEL(72)2226	小原病院 TEL(72)2226	市立病院(小児) ※午前10時～午後5時 TEL(72)0303
13	ザン・リ・ジョン病院 TEL(72)1351	ザン・リ・ジョン病院 TEL(72)1351	市立病院(小児) ※午前10時～午後5時 TEL(72)0303

工事店名	日	月	火	水	木	金	土
長野建設(株) TEL(72)1345	9	10	11	12	13	14	15
(株)平瀬 TEL(73)1120	16	17	18	19	20	21	22
森建設(株) TEL(72)1070	23	24	25	26	27	28	29
(有)有園水道工業 TEL(72)4129	30	31	1	2	3	4	5
(株)板敷組 TEL(76)2025	6	7	8	9	10	11	12

納め忘れの税金は早めに納めましょう。
3月納税の税目はありません。
税務課管理収納係 TEL(72)1111内線152・153

まちなかカレンダー 3月10日～4月15日

日(曜日)	行事名	場所	問合せ
3月			
10(月)	初妊婦講座	健康センター 受付9:00～	健康センター TEL(72)7176
11(火)	食生活改善推進員によるクッキング教室	健康センター 10:00～12:00	健康センター TEL(72)7176
13(木)	子育てサロン	健康センター 10:00～11:40	健康センター TEL(72)7176
	へるすあつぷ体操教室	健康センター 13:30～15:00	健康センター TEL(72)7176
14(金)	男性料理教室	健康センター 10:00～12:30	健康センター TEL(72)7176
	市民あいさつ運動の日	市民全体で声かけ・あいさつに取り組みましょう。	生涯学習課 TEL(72)0170 内線817
15(土)	ペットボトルでピーズを作ろう	片平山児童センター 10:00～12:00 【対象】小学生 ※要予約(3/11まで)	片平山児童センター TEL(73)1333
15(土)	お魚まつり	お魚センター 9:00～	お魚センター TEL(73)2311
16(日)	まくらざき春の市	枕崎港内港 10:00～16:00 <関連記事8>	枕崎商工会議所 TEL(72)3341
17(月)	母子健康手帳交付 育児相談	健康センター 受付9:00～11:30	健康センター TEL(72)7176
25(火)	男性料理教室	立神センター 10:00～12:30	健康センター TEL(72)7176
27(木)	へるすあつぷ体操教室	健康センター 13:30～15:00	健康センター TEL(72)7176
29(土)	的当てゲーム	児童館 10:00～11:00 参加賞あり	児童館 TEL(72)1362
4月			
7(月)	母子健康手帳交付 育児相談	健康センター 受付9:00～11:30	健康センター TEL(72)7176
9(水)	男性料理教室	健康センター 10:00～12:30	健康センター TEL(72)7176
14(月)	初妊婦講座	健康センター 受付9:00～	健康センター TEL(72)7176
15(火)	男性料理教室	立神センター 10:00～12:30	健康センター TEL(72)7176

●青少年を育む今月のことば 「参加して また広がった 地域の輪」

今月の題字
まひな
上村 愛陽奈さん
立神小学校6年
将来はの夢は歯医者さんになることです。痛くないよう上手に治療ができる歯医者さんになりたいです。

◎年金受給者が亡くなられたら受給権消滅(死亡届・未支給分請求)の手続きが必要。

国民年金に加入していた配偶者(妻)が亡くなった場合、子のある夫も遺族基礎年金の支給対象になります(法施行後の死亡に限る)。
未支給年金の請求権者の範囲を拡大
未支給年金の請求範囲について、現在の範囲(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)から、生計を同じくする3親等内の親族(おい、めい、子の配偶者、おじ、おば、ひ孫、曾祖父母、以上の配偶者など)に拡大します(法施行後の死亡に限る)。
所在不明の年金受給者に係る届け出制度の創設
年金受給者が所在不明になった場合、受給者の世帯員は所在不明である旨の届け出が必要になります。これにより年金の支給は一時差し止めとなります。
障害年金の額改定請求の待機期間が一部緩和
障害年金受給者の障害の程度が増進した場合の額改定請求に1年の待機期間が設けられていますが、障害程度の増進が明らかな場合には1年を待たず請求できます。

国民年金後納保険料納付書の使用期限にご注意ください
過去10年間に納め忘れの国民年金保険料については、平成24年10月から「後納制度」を利用して納付することが可能となりましたが、すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降の後納保険料の納付が済んでいない方は、納付書の使用期限が平成26年3月31日になっていますので、ご注意ください。
使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付される場合は、新たな納付書(使用期限が平成27年3月末)の発行が必要になります。
詳しくは、市民生活課国民年金係(TEL72・1111)または、鹿児島南年金事務所(TEL099・251・3111)へお問い合わせください。

お知らせ
平成26年度(平成26年4月～27年3月)国民年金保険料が決まりました
◎月額 15,250円
※保険料のお支払い方法によっては、割引料金も設定されています。

人のうごき
※平成26年2月1日現在
男性 10,583人 (-18)
女性 12,727人 (-31)
合計 23,310人 (-49)
世帯 11,291世帯 (-14)
()内は前月との比較

氏名	年齢	住所
井上 チミ	104	東本町
松葉口 和子	77	明和町
下竹 ハキ	85	妙見町
西 正典	81	平田町
立石 浅盛	92	寿町
久保 恒之	52	宮前町
神門 サチエ	83	田布川町
岩崎 ナミエ	84	寿町
井上 節郎	67	新町
中村 ヤヨ	88	旭町
木村 琉士		大塚中町
山崎 義之助		里町
今市 結菜		立神北町
眞茅 航大		まかや町
田原 愛美琉		東本町
白澤 志偉磨		国見町
福元 ひかり		国見町
新屋敷 羽琉		寿町
堅山 結翔		岩戸町
杉元 柚香		木原町
加治屋 馨		中町
加治屋 太		中町
國見 儀正		緑町
揚野 チミ		中町
板敷 育男		板敷本町
吉嶺 スギ		板敷本町
加治 ミキ		板敷本町
松野下 郁子		板敷本町
森 静子		板敷本町
高山 陽一郎		板敷本町
町頭 典子		板敷本町
町頭 明和		板敷本町
永留 マリ子		板敷本町
永留 栄中		板敷本町

国民年金
市民生活課国民年金係 TEL 72・1111 内線145
ねんきん定期専用ダイヤル(特別優待) TEL 057・0058555
ねんきんダイヤル(一般的な相談) TEL 057・00551165
IP電話・PHSからはTEL03・6700・1165

国民年金制度が大きく改正されます
平成26年4月から

保険料関係

保険料の免除申請など
2年間さかのぼり可能に

保険料の納付免除・若年者納付猶予・学生納付特例の申請は過去2年分までさかのぼって申請できます。最大で過去4年分の所得情報が必要です(被保険者、配偶者、世帯主)。

給付関係

遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消
国民年金に加入していた配偶者(妻)が亡くなった場合、子のある夫も遺族基礎年金の支給対象になります(法施行後の死亡に限る)。